

## 契約に関する重要事項のご説明

### 1. 契約の申込み方法について

- (1) 新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ株式会社生活クラブエナジー（以下「当社」といいます。）の電気需給約款、個別の約款（以下「電気需給約款等」といいます。）および一般送配電事業者の託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守のうえ、当社指定の様式、WEBサイトによりお申込みください。
- (2) 需給契約のお申込みにあたっては、事前に生活クラブ生協に加入していただく必要があります。また生活クラブ生協を脱退された場合、「生活クラブでんき」のご利用はできなくなります。

### 2. 契約の成立、契約期間について

- (1) 需給契約は供給開始日に成立し、契約期間はその日から1年目の日までといたします。また契約期間満了に先だつて需給契約の消滅または変更がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

### 3. 供給開始予定日について

- (1) 引越し等の理由で、新たに電気の供給を開始する場合は、原則として、申込時にお申し出いただいたご使用開始希望日といたします。ただし、いずれの小売電気事業者とも契約関係がない状態で当該需要場所にて電気の使用を開始した後に当社との需給契約が成立した場合には、電気の使用を開始した日とします。
- (2) 他の小売電気事業者からの切り替えにより供給を開始する場合には、原則として申込みをされてから最初の検針日とします。ただし、最初の検針日までに、スマートメーターの設置工事等、切り替えに必要な手続きが完了しない場合などについては、次回の検針日となる場合もあります。

### 4. 契約電力等の値または決定方法について

- (1) 当社の電気需給約款等の定めに従い決定され、契約電流、契約容量および契約電力は、原則として1年間を通じて最大の負荷を基準として、お客さまの申し出によって定めます。

### 5. 供給電圧および周波数について

- (1) 供給電圧は、電灯契約の場合は交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、動力契約の場合は、交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。

### 6. 電気料金について

- (1) 電気料金は、基本料金、電力量料金（燃料費調整額等を含みます。）および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。その他、生活クラブ自然エネルギー基金への参加と再エネ100%プランを選択することができます。
- (2) 基本料金単価、電力量料金単価等は、電力会社エリアごと、料金メニューごとに、電気需給約款等に定める単価といたします。
- (3) 当社の電気料金シミュレーション結果は、一般的なご家庭の電気使用量に基づき算出した推定値となります。ご使用状況や気候の変化などによる使用電力量の変動、燃料費調整額などの事由により、電気料金シミュレーション結果と実際の電気料金は異なります。
- (4) お客さまの意思により電気料金利用明細書の郵送での発行を希望された場合、手数料を請求します。

## 7. 料金算定の方法について

- (1) 一般送配電事業者が計量した電力量をもとに電気料金を計算いたします。ただし、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合は、当社と一般送配電事業者との協議により使用電力量を定めます。
- (2) 料金の算定期間は、原則として、前月の計量日から、当月の計量日の前日までの期間を「1月」として算定いたします。ただし、新たな電気の供給開始や需給契約の解約等の場合には、電気需給約款等にもとづき日割計算いたします。

## 8. 電気需給に伴う費用負担について

- (1) 電気の供給開始に当たって、またはお客さまの都合による契約電力等の変更などのお客さまの都合に基づく事情等により一般送配電事業者から工事費等の請求を受けた場合は、その工事費等に相当する金額を工事費負担金として申し受けます。

## 9. 料金等のお支払いについて

- (1) 電気料金、工事費等のお支払い方法は、原則として、口座振替およびクレジットカードにてお支払いいただきます。
- (2) 支払期日を経過してなお支払われない場合には、次回請求時に延滞金として150円/回を合わせてご請求させていただきます。
- (3) 3ヶ月連続でお支払いいただけなかった場合は、電力の供給を停止し、需給契約を解約させていただく場合があります。

## 10. 各種変更・解約等のお手続きについて

- (1) 申込み後の各種変更・解約等のお手続きについては、生活クラブエナジー カスタマーセンターへお電話ください。転居などにより解約される場合は、解約を希望される日の2営業日前までにお申し出いただく必要があります。

## 11. 需要場所への立入りによる業務の実施等について

- (1) 当社が必要と認めた場合、または一般送配電事業者から要請があった場合、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえて、当社または一般電気事業者がお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがございます。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
  - ① 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
  - ② その他、当社の電気需給約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務
- (2) 一般送配電事業者の指示や災害の発生などにより電気の供給を中止または制限する場合があります。これら、当社の責めによらずに電気の供給を中止または制限する場合、当社は損害賠償責任を負わないものといたします。

## 12. 再エネ100%プランの電力の特徴について

- (1) 「再エネ100%プラン」については、再生可能エネルギーの電気およびFIT電気に環境価値を持つ非化石証書等を組み合わせることで、実質的に再生可能エネルギー100%の電気を供給いたします。

## 13. 他の小売電気事業者との電気需給契約の解約について

- (1) 他の小売電気事業者から当社への切り替えにあたり、現在のご契約内容によっては解約に伴う違約金が請求される等の不利益事項が発生する場合がありますので、現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確

確認ください。

#### 14. 需給契約の変更について

- (1) 当社は、電気需給約款等を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の電気需給約款等の内容およびその効力発生時期をウェブサイトまたは電子メール等の電磁的方法でお知らせいたします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款等によります。

#### 15. 個人情報の取り扱いについて

##### (1) 個人情報の収集・利用目的

当社は、個人情報の収集・利用に際し、利用目的を特定し、適法かつ公正な手段により収集するとともに、特定した目的以外には利用しません。利用目的は以下の通りです。

- ① 各生協所属の組合員の個人情報  
電気の供給、電気料金の請求に関わる業務、その他、電気事業に関する各種サービスを提供するため
- ② お取引先の社員等の個人情報  
業務上の連絡、緊急時の連絡などのため
- ③ 弊社の役員及び社員の個人情報  
業務上の連絡、就労管理、教育・研修関連手続き、給与支払、社会保険関連、福利厚生などの各種手続のため

##### (2) 安全管理措置に関する事項

当社は、お預かりした個人情報の紛失、破壊、改竄、漏洩等を防止するため、個人情報取扱業務に関する管理の体制を構築し、ルールを定めこれを遵守し、管理の強化に努めます。弊社が講じている具体的な安全管理措置をお知りになりたい場合は、下記連絡先までお問い合わせください。

##### (3) 当社は、お預かりした個人情報を共同利用させていただくことがあります。共同利用に関しては次のとおりです。

###### ① 共同利用する者の範囲

当社は次の者との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります。（※1）

- ・小売電気事業者（※2）
- ・一般送配電事業者（※3）
- ・電力広域的運営推進機関
- ・需要抑制契約者（※4）
- ・生活クラブ事業連合生活協同組合連合会、一般社団法人生活クラブエネルギー事業連合および地域の生活クラブ生協

###### ② 共同利用の目的

- ・託送供給契約又は電力量調整供給契約（以下「託送供給等契約」といいます。）の締結、変更又は解約のため
- ・小売供給契約（離島供給及び最終保障供給に関する契約を含む。）又は電気受給契約（以下「小売供給等契約」といいます。）の廃止取次（※5）のため
- ・供給（受電）地点に関する情報の確認のため
- ・電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契

約に基づく一般送配電事業者の業務遂行のため

- ・ネガワット取引に関する業務遂行のため
- ・系統連系受電サービス料金（発電側課金）における算定情報の通知・請求業務のため
- ・各種サービスの充実ならびに円滑な提供・運営のため
- ・契約の締結・履行，アフターサービスのため
- ・生活クラブ生協組合員としての在籍確認および電力契約状態の共有のため
- ・その他これらに付随する業務を行うため

③ 共同利用する情報項目

- ・基本情報：氏名，住所，電話番号，メールアドレスおよび小売供給等契約の契約番号
- ・供給（受電）地点に関する情報：託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域，離島供給約款対象，供給（受電）地点特定番号，託送契約高情報，電流上限値，接続送電サービスメニュー，力率，供給方式，託送契約決定方法，計器情報，引込柱番号，系統連系設備有無，託送契約異動年月日，検針日，契約状態，廃止措置方法
- ・ネガワット取引に関する情報：発電販売量，需要調達量，需要抑制量，ベースライン

- ※1 当社は，共同利用の目的のために必要な範囲の事業者に限定してお客さまの個人情報を共同利用するものであり，必ずしも全ての小売電気事業者，一般送配電事業者及び需要抑制契約者との間でお客さまの個人情報を共同利用するものではありません。
- ※2 小売電気事業者とは，電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）第2条の5第1項に規定する登録拒否事由に該当せず，小売電気事業者として経済産業大臣の登録を受けた事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）の附則により，小売電気事業者の登録を受けたとみなされた事業者を含みます。）をいいます（事業者の名称，所在地等につきましては，資源エネルギー庁のホームページをご参照ください。）。
- ※3 一般送配電事業者とは，北海道電力ネットワーク株式会社，東北電力ネットワーク株式会社，東京電力パワーグリッド株式会社，中部電力パワーグリッド株式会社，北陸電力送配電株式会社，関西電力送配電株式会社，中国電力ネットワーク株式会社，四国電力送配電株式会社，九州電力送配電株式会社及び沖縄電力株式会社をいいます。
- ※4 需要抑制契約者とは，一般送配電事業者たる会員との間で需要抑制量調整供給契約を締結している事業者（契約締結前に事業者コードを取得している事業者を含みます）をいいます（事業者の名称，所在地等については，電力広域的運営推進機関のホームページをご参照ください。）。
- ※5 「小売供給等契約の廃止取次」とは，お客さまから新たに小売供給等契約の申込みを受けた事業者が，お客さまを代行して，既存の事業者に対して，小売供給等契約の解約の申込みを行うことをいいます。

## 16. 小売電気事業者について

事業者名 株式会社生活クラブエナジー（登録番号 A0157）  
所在地 東京都中央区日本橋人形町3-4-14  
電話番号 03-5643-0370 平日9時～17時